

○広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱

昭和五十一年十二月二十八日教育委員会告示第四号

改正

昭和五二年 五月一三日教育委員会告示第三号
昭和五三年 五月 二日教育委員会告示第二号
昭和五四年 四月一七日教育委員会告示第三号
昭和五五年 四月一五日教育委員会告示第五号
昭和五五年一二月一二日教育委員会告示第八号
昭和五六年 二月二四日教育委員会告示第一号
昭和五七年 三月一二日教育委員会告示第二号
昭和五八年 七月 七日教育委員会告示第四号
昭和五九年 四月二六日教育委員会告示第二号
昭和六〇年 六月一三日教育委員会告示第三号
昭和六一年 六月一九日教育委員会告示第三号
昭和六二年 六月二二日教育委員会告示第三号
昭和六三年 六月二〇日教育委員会告示第四号
平成 元年 六月一五日教育委員会告示第三号
平成 二年 七月一九日教育委員会告示第二号
平成 三年 六月二七日教育委員会告示第三号
平成 四年 五月一八日教育委員会告示第八号
平成 五年 五月二四日教育委員会告示第五号
平成 六年 七月一八日教育委員会告示第四号
平成 七年 五月二五日教育委員会告示第三号
平成 八年 六月二四日教育委員会告示第四号
平成 九年 五月一九日教育委員会告示第二号
平成一〇年 六月 一日教育委員会告示第三号
平成一一年 五月二四日教育委員会告示第五号
平成一二年 六月二二日教育委員会告示第二号
平成一三年 五月二四日教育委員会告示第二号
平成一四年 六月 三日教育委員会教育長告示第九号

平成一五年 六月一九日教育委員会教育長告示第一五号

平成一六年 七月 八日教育委員会教育長告示第九号

平成一七年 四月 一日教育委員会教育長告示第一〇号

平成一八年 四月二七日教育委員会告示第三号

平成一九年 四月二六日教育委員会告示第三号

平成一九年一二月二六日教育委員会告示第五号

平成二六年 六月二三日教育委員会告示第四号

令和 元年 八月一九日教育委員会告示第三号

令和 三年 七月三〇日教育委員会告示第五号

令和 五年 三月二三日教育委員会告示第四号

広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱を次のように定める。

広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱

(総則)

第一条 県は、勤労青少年の高等学校定時制課程及び高等学校通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を拡充するため、県内の高等学校定時制課程及び高等学校通信制課程に在学する者に対し、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内において修学奨励金の貸付けを行う。

(定義)

第二条 この要綱において「高等学校定時制課程」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十三条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の定時制の課程をいい、「高等学校通信制課程」とは、同法第五十四条第一項又は第二項に規定する高等学校の通信制の課程（同条第三項に規定する広域の通信制の課程を含む。）をいう。

(修学奨励金の貸付けの対象者)

第三条 第一条の規定による修学奨励金の貸付けの対象となる者は、次の各号に掲げる要件を備えているものでなければならない。

- 一 卒業を目的として広島県の区域内にある高等学校定時制課程又は高等学校通信制課程に在学している者であること。ただし、学校教育法第五十四条第三項に規定する広域の通信制の課程に在学する生徒については、広島県の区域内に住所を有する者であること。
- 二 経済的理由により著しく修学が困難な者であつて、次の要件のいずれかに該当する者であること。
 - イ 独立して生計を営む場合にあつては、その者の所得が年間二百七十九万円以下であること。

ロ 独立して生計を営まない場合にあつては、その者の属する世帯全員の年間所得の合計額が、その者の属する世帯の世帯員のうち所得税法（昭和四十年法律第三十三号）上の扶養親族でないものに係る同法に基づく課税対象とならない額の最高額の合計額の百九十二パーセント以下の額であること。

三 経済的収入を得る職業に就いている者であること。

四 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けていない者及び広島県高等学校等奨学金貸付条例（平成十四年広島県条例第五号）に基づく奨学金を受けていない者であること。

五 その者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。）が、その者に係る奨学のための給付金の支給を受けていない者であること。

六 高等学校通信制課程及び学年による教育課程の区分を設けない課程を置く高等学校（以下「単位制高等学校」という。）における高等学校定時制課程の生徒については、在籍する高等学校において定められた卒業までに修得させる教科・科目、及びその単位数並びに特別活動、及びそれらの授業時数を、四年間で修了し卒業までに至る学習計画を有すると認められる者であつて、年間十八単位以上の単位数を履修している者であること。ただし、学校で学年別に履修方法を定めている場合にあつては、それに従い履修している者であること。

（修学奨励金の貸付期間、額及び利子）

第四条 修学奨励金の貸付期間、額及び利子等については、次のとおりとする。

一 貸付けの期間は、貸付けを受けた月数を通算して四か年以内とする。

二 貸付額は、次表のとおりとする。

区分		貸付月額
高等学校定時制課程	一年生・一年次生	公立 一四、〇〇〇円
		私立 二九、〇〇〇円
	二年生・二年次生	公立 一四、〇〇〇円
		私立 二九、〇〇〇円
	三年生・三年次生	公立 一四、〇〇〇円
		私立 二九、〇〇〇円
	四年生・四年次生	公立 一四、〇〇〇円
		私立 二九、〇〇〇円

高等学校通信制課程	一年次生	一四、〇〇〇円
	二年次生	一四、〇〇〇円
	三年次生	一四、〇〇〇円
	四年次生	一四、〇〇〇円

三 貸し付けた修学奨励金は、無利子とする。

(修学奨励金の交付)

第五条 修学奨励金は、第九条第一項の規定により修学奨励金の貸付けの決定を受けた者（以下「修学奨励生」という。）に毎月交付する。ただし、特別の事情があるときは、二か月分以上を交付することができる。

(修学奨励金の返還)

第六条 第十条第一項の規定により修学奨励金の貸付けを打ち切ったとき、第十一条の規定により修学奨励生が修学奨励金の貸付けを辞退したとき、第十三条第三項の規定により返還債務の履行が猶予された場合の履行猶予期間が終了したとき、又は修学奨励生が退学したときは、打ち切った日、辞退した日、終了した日、又は退学した日の属する月の翌月から起算して六月を経過した後、貸付けを受けた月数を通算した期間に相当する期間内に、月賦又は半年賦の均等方式により返還しなければならない。ただし、この場合において、修学奨励生は、いつでも繰り上げて返還することができる。

(保証人)

第七条 修学奨励金の貸付けを受けようとする者（以下「貸付希望者」という。）は、原則として県内に住所を有し、かつ、成年者で保証能力を有する保証人二人（一人は貸付希望者及び他の保証人と生計を同一にする者でないものに限る。）を立てるものとする。

2 前項の保証人は、修学奨励生と連帯して債務を負担するものとする。

(修学奨励金の貸付願書)

第八条 貸付希望者は、別記様式第一号による願書に次に掲げる書類を添えて、広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

- 一 当該年度の給与支払見積書
- 二 前年度の給与等の支払証明書
- 三 その他教育長が別に定める書類

(修学奨励金の貸付決定等)

第九条 教育長は、前条の規定により提出された書類を審査し、修学奨励金の貸付けを決定したときは、別記様式第二号による通知書により、当該高等学校長を経由して貸付希望者に通知する。

2 修学奨励生は、前項の貸付決定通知を受けたときは、別記様式第三号による誓約書を教育長が別に定める日までに提出しなければならない。

(修学奨励金の貸付けの打ち切り等)

第十条 教育長は、修学奨励生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを打ち切るものとする。

一 第三条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

二 次項各号により貸付けを休止した期間が通算して三年に達したとき。

三 その他修学奨励金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 教育長は、修学奨励生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを休止するものとする。

ただし、第二号に該当する場合においては、前年度以前の同一学年において修学奨励金の貸付けを受けなかつた期間を除くものとする。

一 修学奨励生が休学し、又は長期にわたつて欠席したとき。

二 高等学校定時制課程の修学奨励生が進級できなかつたため同一学年を重ねて履修するとき。

三 高等学校通信制課程及び単位制高等学校における高等学校定時制課程の修学奨励にあつては、入学後の各年度における教科・科目の単位数の修得状況が、当該生徒の在籍する高等学校において定められた卒業までに修得させる教科・科目の単位数を原則として四年間で修得し卒業までに至ると認められなくなつたとき。

3 教育長は、前二項の規定により修学奨励金の貸付けの打ち切り、又は休止をしたときは、その旨を別記様式第四号及び第五号による通知書により、当該高等学校長を経由して修学奨励生に通知する。

(修学奨励金の貸付けの辞退)

第十一条 修学奨励生は、いつでも別記様式第六号による届書を教育長に提出して、修学奨励金の貸付けの辞退を申し出ることができる。

(借用証書等の提出)

第十二条 修学奨励生は、次の各号の一に該当するときは、別記様式第七号による借用証書に別記様式第八号による修学奨励金返還計画書を添えて遅滞なく教育長に提出しなければならない。ただし、返還債務の全額を直ちに返還した場合は、この限りではない。

一 第十条第一項の規定により修学奨励金の貸付けの打ち切りの通知を受けたとき。

二 前条の規定により修学奨励金の貸付けの辞退をしたとき。

三 心身の故障以外の理由で退学したとき。

(修学奨励金の返還債務の履行猶予)

第十三条 教育長は、修学奨励生が修学奨励金の貸付けの期間満了後引き続き高等学校定時制課程又は高等学校通信制課程に在学する場合は、修学奨励金の返還債務の履行を猶予するものとする。

2 教育長は、修学奨励生が第十条第一項の規定により修学奨励金の貸付けを打ち切られた後において次の各号のいずれかに該当するときは、願い出によつて返還債務の履行を猶予することができるものとする。

一 修学奨励生が高等学校、高等専門学校、又は大学に在学するとき。

二 災害、疾病その他やむを得ない事由があると認められるとき。

3 第十条第一項第二号の規定により貸付けの打ち切りを受けた者に係る前項第一号による返還債務の履行の猶予の期間は、打ち切りの日の属する年度の翌年度の四月から起算して、同一学年の生徒が卒業に要する最小限の期間又は、卒業までに必要な修得すべき教科・科目の単位数を履修するために要する最小限の期間とする。

4 第二項第二号による返還債務の履行の猶予の期間は、一年以内の期間とし、更に必要に応じて一年以内の期間を延長することができるものとする。ただし、猶予の期間は通算して五年を超えることができないものとする。

5 前各項の規定により修学奨励金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、別記様式第九号による願書にその事実を証する書面を添えて、教育長に提出しなければならない。

(修学奨励金の返還債務の免除)

第十四条 教育長は、修学奨励生が、次の各号のいずれかに該当するときは、別記様式第十号による願書により修学奨励金の返還債務を免除することができる。

一 高等学校定時制課程又は高等学校通信制課程を卒業したとき。ただし、第十条第一項第二号の規定により貸付けの打ち切りを受けた者の返還債務の免除は、第十三条第三項の規定による返還債務の履行の猶予期間内に卒業した者に限る。

二 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）に基づく認定試験合格者となつたとき。

(修学奨励金の返還債務免除の特例)

第十五条 教育長は、修学奨励生が高等学校定時制課程又は高等学校通信制課程に在学中死亡し、若しくは心身の故障のため退学し、又は心身の故障以外の理由で退学した後死亡し、若しくは心

身の故障により貸付けを受けた修学奨励金を返還できなくなつたときは、返還債務の全部又は一部を免除することができるものとする。

(延滞金)

第十六条 修学奨励生は、修学奨励金を返還期日までに返還しないときは、返還期日の翌日から返還日までの日数に応じ、返還すべき額について、年利十・九五パーセントの割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

(返還金債権の管理)

第十七条 返還金債権に関し、その保全、取立て、その他管理事務を行うに当たっては、広島県債権管理事務取扱規則（昭和三十七年規則第六十八号）及び教育長が定める広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金債権管理事務取扱要綱により取り扱うものとする。

(修学奨励金の貸付決定の取消)

第十八条 教育長は、修学奨励生が次の各号の一に該当すると認めるときは、修学奨励金の貸付けの決定を取り消すことができる。

- 一 不正の手段により貸付けの決定を受けていたとき。
- 二 その他この要綱の規定に違反したとき。

(修学奨励生の異動届出)

第十九条 修学奨励生は、修学奨励金の返還を完了し、又は第十四条の規定により修学奨励金の返還債務の免除を受けるまでの間において次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める届出に当該届出事項を証する書面を添えて、遅滞なく教育長に提出しなければならない。

- 一 氏名又は住所を変更したとき。別記様式第十一号
- 二 保証人の氏名、住所に変更があつたとき又は保証人が死亡したとき若しくは破産の宣告その他保証人として適当でない事由が生じたとき。別記様式第十二号
- 三 退職若しくは失職又は再就職したとき。別記様式第十三号

2 当該高等学校長は、修学奨励生が、次の各号のいずれかに該当するときは、各号に定める届書を遅滞なく教育長に提出しなければならない。

- 一 休学、復学したとき。別記様式第十四号
- 二 転学したとき。別記様式第十五号
- 三 停学その他処分を受けたとき。別記様式第十六号
- 四 退学したとき。別記様式第十七号
- 五 卒業したとき。別記様式第十八号

六 高等学校定時制課程の修学奨励生が進級できなかつたため同一学年を重ねて履修するとき。

別記様式第十九号

(所得の確定に関する届)

第二十条 修学奨励生は、修学奨励金の貸付けを受けた年度（暦年度）に属する所得の確定額を、別記様式第二十号に定める届書に給与等の支払者からの書面を添えて、遅滞なく教育長に提出しなければならない。

(死亡届)

第二十一条 修学奨励生が修学奨励金返還完了前に死亡したときは、保証人は別記様式第二十一号による死亡届を、遅滞なく教育長に提出しなければならない。

(書類の経由)

第二十二条 この要綱により教育長に提出する書類は、修学奨励生が在学し、又は在学していた高等学校の校長を経由して提出しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、昭和五十一年度分の修学奨励金から適用する。
- 2 広島県高等学校定時制課程修学奨励金貸付要綱（昭和四十九年広島県教育委員会告示第五号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 旧要綱第九条により貸付けの決定を受けた修学奨励生は、この要綱第九条により貸付けの決定を受けた修学奨励生とみなす。

改正文（昭和五二年五月一三日教育委員会告示第三号抄）

昭和五十二年度分の修学奨励金から適用する。

改正文（昭和五三年五月二日教育委員会告示第二号抄）

昭和五十三年度分の修学奨励金から適用する。

改正文（昭和五四年四月一七日教育委員会告示第三号抄）

昭和五十四年度分の修学奨励金から適用する。

改正文（昭和五五年四月一五日教育委員会告示第五号抄）

昭和五十五年度分の修学奨励金から適用する。

(昭和五十五年十二月十二日教育委員会告示第八号)

改正文（昭和五六年二月二四日教育委員会告示第一号抄）

昭和五十六年度分の修学奨励金から適用する。

改正文（昭和五七年三月一二日教育委員会告示第二号抄）

昭和五十七年度分の修学奨励金から適用する。

附 則（昭和五八年七月七日教育委員会告示第四号）

この教育委員会告示は、公布の日から施行し、昭和五十八年度分の修学奨励金から適用する。

附 則（昭和五九年四月二六日教育委員会告示第二号）

この教育委員会告示は、公布の日から施行し、昭和五十九年度分の修学奨励金から適用する。

附 則（昭和六〇年六月一三日教育委員会告示第三号）

この教育委員会告示は、公布の日から施行し、昭和六十年度分の修学奨励費から適用する。

附 則（昭和六一年六月一九日教育委員会告示第三号）

この教育委員会告示は、公布の日から施行し、改正後の広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱の規定は、昭和六十一年度分の修学奨励金から適用する。

附 則（昭和六二年六月二二日教育委員会告示第三号）

この教育委員会告示は、公布の日から施行し、改正後の広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱の規定は、昭和六十二年度分の修学奨励金から適用する。

附 則（昭和六三年六月二〇日教育委員会告示第四号）

この教育委員会告示は、公布の日から施行し、改正後の広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱の規定は、昭和六十三年度分の修学奨励金から適用する。

附 則（平成元年六月一五日教育委員会告示第三号）

この教育委員会告示は、公布の日から施行し、改正後の広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱の規定は、平成元年度分の修学奨励金から適用する。

附 則（平成二年七月一九日教育委員会告示第二号）

この教育委員会告示は、公布の日から施行し、改正後の広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱の規定は、平成二年度分の修学奨励金から適用する。

附 則（平成三年六月二七日教育委員会告示第三号）

この教育委員会告示は、公布の日から施行し、改正後の広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱の規定は、平成三年度分の修学奨励金から適用する。

附 則（平成四年五月一八日教育委員会告示第八号）

この教育委員会告示は、公布の日から施行し、改正後の広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱の規定は、平成四年度分の修学奨励金から適用する。

附 則（平成五年五月二四日教育委員会告示第五号）

この教育委員会告示は、公布の日から施行し、改正後の広島県高等学校定時制課程及び通信制課

程修学奨励金貸付要綱の規定は、平成五年度分の修学奨励金から適用する。

附 則（平成六年七月一八日教育委員会告示第四号）

この教育委員会告示は、公布の日から施行し、改正後の広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱の規定は、平成六年度分の修学奨励金から適用する。

附 則（平成七年五月二五日教育委員会告示第三号）

この教育委員会告示は、公布の日から施行し、改正後の広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱の規定は、平成七年度分の修学奨励金から適用する。

附 則（平成八年六月二四日教育委員会告示第四号）

この教育委員会告示は、公布の日から施行し、改正後の広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱の規定は、平成八年度分の修学奨励金から適用する。

附 則（平成九年五月一九日教育委員会告示第二号）

この教育委員会告示は、公布の日から施行し、改正後の広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱の規定は、平成九年度分の修学奨励金から適用する。

附 則（平成一〇年六月一日教育委員会告示第三号）

この教育委員会告示は、公布の日から施行し、改正後の広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱の規定は、平成十年度分の修学奨励金から適用する。

附 則（平成一一年五月二四日教育委員会告示第五号）

この教育委員会告示は、公布の日から施行し、改正後の広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱の規定は、平成十一年度分の修学奨励金から適用する。

附 則（平成一二年六月二二日教育委員会告示第二号）

（施行期日等）

1 この教育委員会告示は、公布の日から施行し、平成十二年度分の修学奨励金から適用する。

（経過措置）

2 この教育委員会告示施行の際芦品まなび学園高等学校に在籍する生徒のうち、単位制による課程を履修しない者については、改正後の広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱に定める単位制高等学校に係る規定は適用しない。

附 則（平成一三年五月二四日教育委員会告示第二号）

この教育委員会告示は、公布の日から施行し、平成十三年度分の修学奨励金から適用する。

附 則（平成一四年六月三日教育委員会教育長告示第九号）

この教育委員会教育長告示は、公布の日から施行し、平成十四年度分の修学奨励金から適用する。

附 則（平成一五年六月一九日教育委員会教育長告示第一五号）

この教育委員会教育長告示は、公布の日から施行し、第三条第二号及び第四条第二号に係る改正規定については、平成十五年度分の修学奨励金から適用する。

附 則（平成一六年七月八日教育委員会教育長告示第九号）

この教育委員会教育長告示は、公布の日から施行し、平成十六年度分の修学奨励金から適用する。

附 則（平成一七年四月一日教育委員会教育長告示第一〇号）

この教育委員会教育長告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年四月二七日教育委員会告示第三号）

- 1 この教育委員会告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第三条第二号の規定は、平成十八年四月一日以後に高等学校の第一学年又は第一年次に入学した者から適用し、同日前に入学した者（これらの者と同じ学年又は年次に転学又は編入学をした者を含む。）については、なお従前の例による。

附 則（平成一九年四月二六日教育委員会告示第三号）

この教育委員会告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年一二月二六日教育委員会告示第五号）

この教育委員会告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年六月二三日教育委員会告示第四号）

この教育委員会告示は、公布の日から施行し、平成二十六年年度分の修学奨励金から適用する。

附 則（令和元年八月一九日教育委員会告示第三号）

この教育委員会告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年七月三〇日教育委員会告示第五号）

この教育委員会告示は、令和三年八月一日から施行する。

附 則（令和五年三月二三日教育委員会告示第四号）

（施行期日）

- 1 この教育委員会告示は、令和五年五月一日に施行する。
（経過措置）
- 2 この教育委員会告示の施行の際現にある改正前の様式による用紙（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を含む。）については、当分の間、これを使用することができる。

様式第 1 号

※ 決定番号	第 号
-----------	-----

広島県修学奨励金貸付(台帳)願書

令和 年 月 日

広島県教育委員会教育長様

願出者 住 所
氏 名
保護者 住 所
氏 名

広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸付けを受けたく関係書類を添えてお願いします。

ふりがな 氏 名			生 年 月 日	昭和 平成	年	月	日生
学 校 名 (分校)		学 年 又 は 年 次	学 年 年 次	入 学 年 月	平成	年	月
				卒 業 予 定 年 月	令和	年	月
貸付希望 月 額	円	貸付希望 期 間	令和 年 月分から令和 年 月分まで 月間				
世 帯 状 況							
続柄	氏 名	年齢	勤務先(学校名)	所得の種類等	年間所得額	備 考	
本人					円		
					円		
					円		
					円		
					円		
					円		
					円		
世 帯 の 全 所 得 額					円		

(裏面)

※

年 度	支 給 の 始 期	支 給 の 終 期	支 給 月 数	備 考
年度				

記 入 上 の 注 意

- 1 願出者が成年の場合、「保護者」は保証人と読み替えて記入すること。
- 2 「世帯状況」欄には、同居・別居を問わず、申請者と生計を一にする者全員について記入すること。
- 3 「所得の種類等」欄には、給与や年金等の区別を記入すること。
- 4 「備考」欄には、同居・別居の別、主たる生計維持者に○印を記入するなど、所要の事項を記入すること。
- 5 裏面は記入しないこと。

- (注) 1 「年間所得額」欄を証明する書類を添えること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第2号

広島県高等学校(定時制・通信制)
課程修学奨励金貸付決定通知書

令和 年 月 日

様

広島県教育委員会教育長

令和 年 月 日付けで願出のあつた修学奨励金の貸付けについては、次のとおり決定しました。

については、あなたの保証人が連署した誓約書を 月 日までに提出してください。

- 1 決定番号 第 号
- 2 学校名・学年又は年次 高等学校第 学年
年次
- 3 貸付月額 月額 円
- 4 貸付期間 令和 年 月分から
令和 年 月分まで

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第3号

誓 約 書

令和 年 月 日

広島県教育委員会教育長様

修学奨学生

住 所

氏 名

決定番号 第 号

学校名・学年又は年次 高等学校第

学年
年次

修学奨励金を令和 年 月分から令和 年 月分まで毎月 円を借り受けることになったので、広島県高等学校定時制課程及び通信課程修学奨励金貸付要綱に従います。

連帯保証人

住 所

氏 名

職 業

生年月日

本人との関係

印

連帯保証人

住 所

氏 名

職 業

生年月日

本人との関係

印

私たちは、修学奨励生と連帯して債務を負担します。
(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第4号

広島県高等学校(定時制・通信制)
課程修学奨励金貸付打切通知書

令和 年 月 日

様

広島県教育委員会教育長

あなたに対する修学奨励金の貸付けは、次の理由により令和 年 月分から打ち切ります。

なお、現在まであなたに対して貸し付けた修学奨励金の貸付済期間及び貸付済総額は、次のとおりです。

停止の理由

- 1 決定番号 第 号
- 2 学校名・学年又は年次 高等学校第 学年
年次
- 3 貸付済期間 平成 年 月分から
令和 年 月分まで
平成 年 月分まで
令和
- 4 貸付済総額 円

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第5号

広島県高等学校(定時制・通信制)
課程修学奨励金貸付休止通知書

令和 年 月 日

様

広島県教育委員会教育長

あなたに対する修学奨励金の貸付けは、次の理由により休止します。

休止理由

1 決定番号 第 号

2 学校名・学年又は年次 高等学校第 学年
年次

3 貸付休止期間 令和 年 月分から
令和 年 月分まで

4 現在までの貸付済期間及び総額

平成 年 月分から
令和

平成 年 月分まで
令和

総額 円

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第7号

決定番号	
------	--

広島県高等学校(定時制・通信制)
課程修学奨励金借用証書

令和 年 月 日

広島県教育委員会教育長様

修学奨励生 住所

氏名

借用金額 円

私は、修学奨励生として上記の金額の修学奨励金の貸付けを受けました。については広島県高等学校定時制通信制課程修学奨励金貸付要綱に従い滞りなく返還します。

連帯保証人 住所

氏名

㊟

連帯保証人 住所

氏名

㊟

私たちは、 が修学奨励生として修学奨励金の貸付けを受けましたので上記の返還義務を誠実に履行させることを保証します。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第8号

広島県高等学校(定時制・通信制)課程修学奨励
金返還計画書

決定番号				返還総額	十	万	千	百	十	円	
氏名				返還期日	令和	年	月	から			
生年月日	昭和	年	月	日生	令和	年	月	まで			
学校名				1回の返還額	十	万	千	百	十	円	
借受終了期日	平成	年	月	日	最終回の返還額	十	万	千	百	十	円
借受終了の理由	平成			第1回の返還期日	令和	年	月	日			
	辞退			第2回以降の返還期日	毎年	年	月	日			
	退学				最終返還期日	令和	年	月	日		
借受金額内訳	借受期間	借受月数		借受月額	借受金額						
	平成	年	月	月	円	十	万	千	百	十	円
	令和	年	月								
	平成	年	月								
	令和	年	月								
	平成	年	月								
	令和	年	月								
借受金額合計											
本人	連絡先										
	就職先又は進学先の名称及び所在地										
保護者	氏名										
	住所										
	生年月日										
連帯保証人	氏名										
	住所										
	勤務先等の名称及び所在地										
	生年月日										
連帯保証人	氏名										
	住所										
	勤務先等の名称及び所在地										
	生年月日										

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第9号

決定番号	
------	--

広島県高等学校(定時制・通信制)
課程修学奨励金返還債務履行猶予
願

令和 年 月 日

広島県教育委員会教育長様

修学奨励生 住所
氏名
連帯保証人 住所
氏名
連帯保証人 住所
氏名

次により修学奨励金の返還を猶予してください。

- 1 返還期間 平成 年 月から平成 年 月まで
令和
- 2 返還済期間 平成 年 月から平成 年 月まで
令和
- 3 返還済額 円
- 4 希望の返還猶予期間 令和 年 月から令和 年 月まで
- 5 希望の返還猶予額 円
- 6 理由

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第10号

広島県高等学校(定時制・通信制)
課程修学奨励金債務免除願

令和 年 月 日

広島県教育委員会教育長様

修学奨励生 住所
氏名
連帯保証人 住所
氏名
連帯保証人 住所
氏名

次により修学奨励金の返還債務を免除していただきたいので関係書類を添えてお願い
します。

- 1 決定番号 第 号
- 2 借受期間 平成 年 月から 平成 年 月まで
令和
- 3 借受総額 円
- 4 返還済額 円
- 5 返還免除希望額 円
- 6 理 由

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第11号

決定番号	
------	--

修学奨励生氏名(住所)変更届

令和 年 月 日

広島県教育委員会教育長様

修学奨励生 住所
氏名

次のとおり氏名(住所)を変更しました。

1 変更事項 新
旧

2 変更期日 令和 年 月 日

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

2 県外に住所がある修学奨励生が氏名を変更する場合又は変更後の住所が県外である場合は、住民票記載事項証明書を添付すること。

様式第12号

決定番号	
------	--

保証人に関する届

令和 年 月 日

広島県教育委員会教育長様

修学奨励生 住所
氏名

（保証人がその氏名・住所・職業を変更した
保証人が死亡した
保証人として破産の宣告等適当でない事由が生じた）
す。 ので、次のとおり届け出ま

1 変更事項 新
旧

2 変更期日 令和 年 月 日

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

2 不用の文字は消すこと。

3 県外に住所がある保証人が氏名を変更する場合又は変更後の保証人の住所が
県外にある場合は住民票記載事項証明書を、県外に住所がある保証人が死亡し
た場合は死亡を証明する書類の写しを添付すること。

様式第13号

決定番号	
------	--

退職・失職・再就職届

令和 年 月 日

広島県教育委員会教育長様

修学奨励生 住所
氏名

次のとおり退職・失職・再就職しました。

1 旧勤務先

(1) 勤務先名称

(2) 退職(失職)年月日 令和 年 月 日

(3) 退職(失職)理由

(4) 雇用保険受給資格 有・無

2 新勤務先

(1) 勤務先名称

(2) 再就職年月日 令和 年 月 日

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
2 不用の文字は消すこと。
3 雇用保険受給資格がある場合は、雇用保険受給資格者証の写を添付すること。
4 再就職届には給与支払見積書等を添付すること。
5 在学する高等学校長が確認を行うこと。

様式第14号

決定番号	
------	--

復 学 (休 学) 届

令和 年 月 日

広島県教育委員会教育長様

学 校 名

学校長名

次の修学奨励生が復学(休学)しました。

1 修学奨励生氏名

2 貸付済期間

平成 年 月分から平成 年 月分まで
令和

3 休学(復学)期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4 理 由

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

2 証明する書類の写を添えること。

様式第15号

決定番号	
------	--

転 学 届

令和 年 月 日

広島県教育委員会教育長様

学 校 名
学校長名

次の修学奨励生が転学しました。

1 修学奨励生氏名

2 貸付済期間

平成 年 月分から平成 年 月分まで
令和

3 転学先学校名・学年又は年次 高等学校第 学年
年次

4 転学期日 令和 年 月 日

5 理 由

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
2 証明する書類の写しを添えること。

様式第16号

決定番号	
------	--

停学等の処分に関する届

令和 年 月 日

広島県教育委員会教育長様

学校名
学校長名

次の修学奨励生が処分を受けました。

- 1 修学奨励生氏名
 - 2 貸付済期間
平成 年 月分から 平成 年 月分まで
令和
 - 3 処分内容
 - 4 処分期日 令和 年 月 日
 - 5 処分期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
2 証明する書類の写を添えること。

様式第17号

決定番号	
------	--

退 学 届

令和 年 月 日

広島県教育委員会教育長様

学 校 名
学校長名

次の修学奨励生が退学しました。

- 1 修学奨励生氏名
 - 2 貸付済期間
平成 年 月分から 平成 年 月分まで
令和
 - 3 退学期日 令和 年 月 日
 - 4 理 由
- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
2 証明する書類の写を添えること。

様式第18号

決定番号	
------	--

卒 業 届

令和 年 月 日

広島県教育委員会教育長様

学 校 名
学校長名

次の修学奨励生が卒業しました。

- 1 修学奨励生氏名
 - 2 卒業期日 令和 年 月 日
- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
2 証明する書類の写を添えること。

様式第19号

決定番号	
------	--

原 級 留 置 届

令和 年 月 日

広島県教育委員会教育長様

学 校 名
学校長名

次の修学奨励生を原級留置としました。

1 修学奨励生氏名

2 貸付済期間

平成 年 月 日から
令和

平成 年 月 日まで
令和

3 学 年 学年

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第20号

決定番号	
------	--

所得の確定に関する届

令和 年 月 日

広島県教育委員会教育長様

修学奨励生 住所
氏名
学校名

次のとおり令和 年(1月～12月)の所得が確定しました。

(給与支払者の証明書等添付欄)

--

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第21号

決定番号	
------	--

死 亡 届

令和 年 月 日

広島県教育委員会教育長様

連帯保証人 住所
氏名
連帯保証人 住所
氏名

次の修学奨励生が死亡しました。

1 修学奨励生氏名

2 学校名・学年又は年次

高等学校第

学年
年次

3 就業の場所

4 死亡期日 令和 年 月 日

5 死亡原因

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

2 県外に住所がある修学奨励生が死亡した場合は、死亡を証明する書類の写しを添付すること。